

【新】R7.1.1 施行		【旧】R5.9.28 施行	
<p>れていること。</p> <p>⑦施設外の道路を汚さないための必要な措置が講じられていること。</p> <p>⑧施設内の道路は、ダンプトラック（10t車）が通行できる幅員が確保されていること。また、施設内の交通を支障なく処理でき、施設外の道路の機能を阻害することなく、かつ、施設外と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるよう設計されていること。</p> <p>⑨国道及び県道等から施設に至る道路は、ダンプトラック（10t車）が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できる幅員等が確保されていること。</p> <p>⑩降雨及び降雪等の影響による品質低下を避けるために、シートで覆う等の管理が行われていること。<u>ただし、再生材の仮置きがない場合は、品質低下を避けるための必要な措置が確保されていること。</u></p> <p>⑪産業廃棄物が混入していないこと。</p> <p>⑫再生材の製造が確認できること。<u>ただし、再生材を製造する建設発生土がない場合は、施設の稼働が確認できること。</u></p> <p>3 更新申請書類の審査</p> <p>建設発生土リサイクルプラントの更新申請書類の審査については、次の各号のすべてに該当する場合に適正と判断する。</p> <p>①更新申請書類がすべて提出されていること。</p> <p>②受入価格が適正であること。</p> <p><u>③その他関係法令に違反していないこと。</u></p> <p>4 更新申請書類に係る現地調査</p> <p>建設発生土リサイクルプラントの更新申請書類に係る現地調査については、次の各号のすべてに該当する場合に適正と判断する。</p> <p>①申請時と同等の管理状況等が確認できること。</p> <p>②産業廃棄物が混入していないこと。</p> <p>③再生材の製造が確認できること。<u>ただし、再生材を製造する建設発生土がない場合は、施設の稼働が確認できること。</u></p> <p>④受入・搬出実績表、搬入集計表及び搬出集計表を証明する書類が確認できること。</p> <p>⑤品質管理状況を証明する書類が確認できること。</p>	<p>・再生材がない場合を追加</p> <p>・建設発生土がない場合を追加</p> <p>・欠格要件を追加</p> <p>・建設発生土がない場合を追加</p>	<p>れていること。</p> <p>⑦施設外の道路を汚さないための必要な措置が講じられていること。</p> <p>⑧施設内の道路は、ダンプトラック（10t車）が通行できる幅員が確保されていること。また、施設内の交通を支障なく処理でき、施設外の道路の機能を阻害することなく、かつ、施設外と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるよう設計されていること。</p> <p>⑨国道及び県道等から施設に至る道路は、ダンプトラック（10t車）が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できる幅員等が確保されていること。</p> <p>⑩降雨及び降雪等の影響による品質低下を避けるために、シートで覆う等の管理が行われていること。</p> <p>⑪産業廃棄物が混入していないこと。</p> <p>⑫再生材の製造が確認できること。</p> <p>3 更新申請書類の審査</p> <p>建設発生土リサイクルプラントの更新申請書類の審査については、次の各号のすべてに該当する場合に適正と判断する。</p> <p>①更新申請書類がすべて提出されていること。</p> <p>②受入価格が適正であること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 更新申請書類に係る現地調査</p> <p>建設発生土リサイクルプラントの更新申請書類に係る現地調査については、次の各号のすべてに該当する場合に適正と判断する。</p> <p>①申請時と同等の管理状況等が確認できること。</p> <p>②産業廃棄物が混入していないこと。</p> <p>③再生材の製造が確認できること。</p> <p>④受入・搬出実績表、搬入集計表及び搬出集計表を証明する書類が確認できること。</p> <p>⑤品質管理状況を証明する書類が確認できること。</p>	